

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度第1回朝霞市文化財保護審議委員会会議	
開催日時	令和7年7月24日（木）午後2時～午後3時15分	
開催場所	朝霞市博物館 講座室	
出席者の職・氏名	委員8人 （新井浩文委員、笹森紀己子委員、斯波治委員、鈴木康之委員、陶山憲裕委員、寺元正俊委員、富岡則夫委員、橋本直子委員） ※委員名五十音順 事務局5人 （奥山生涯学習部長、藤原文化財課長、岡部課長補佐、安田主任、遠藤主事補）	
欠席者の職・氏名	なし	
議題	1 令和7年度文化財課事業について 2 その他 第6次朝霞市総合計画の進捗状況について	
会議資料	・令和7年度第1回文化財保護審議委員会会議 会議次第 ・朝霞市文化財保護審議委員名簿 ・令和7年度第1回文化財保護審議委員会会議資料 ・朝霞市第6次総合計画文化財課該当箇所資料	
会議録の作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 議長 による確認	
傍聴者の数	なし	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

（岡部課長補佐による司会進行）

（発言時のマイクの操作説明）

（奥山部長の挨拶）

（文化財課職員の人事異動報告）

（藤原課長、仮議長として傍聴要領説明）

（議長・副議長の選出）

（陶山委員、議長選出を受け挨拶）

（斯波委員、副議長選出を受け挨拶）

（配布資料確認）

（岡部課長補佐）

それでは、これより議事に入らせていただきます。会議録作成支援システムにて録音を行っておりますため、発言をされる際は挙手をしていただき、議長が委員のお名前を呼んでからご発言くださるよう、お願いいたします。

議事の進行につきましては、陶山議長にお願いいたします。

（陶山議長）

議事に入らせていただく前に、本審議委員会議の会議録の確認ですが、議長である私に一任させていただいてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

（陶山議長）

では、これより議事に入らせていただきます。

本日の議事は、

(1) 令和7年度文化財課事業について

(2) その他

となっています。議事進行について、ご協力のほど、よろしくお願いします。

◎議事(1) 令和7年度文化財課事業について

(陶山議長)

それでは、議事(1) 令和7年度事業について、事務局から説明をお願いします。

(藤原課長)

私の方から、議事(1) 令和7年度の文化財事業につきましてご説明させていただきたいと存じます。

まず、お手元の資料をご覧ください。令和7年度の事業計画でございます。資料1-1から資料1-3までの3ページになっております。

すでに年度が明けまして、進行中のものもございますので、一部報告を兼ねましてご説明させていただきたいと存じます。

はじめに文化財保護普及事業でございます。事業の目的は資料の表記のとおりでございます。内容といたしましては、文化財保護審議委員会議を年間2回の開催を予定しております。本日が第1回目ということで第2回目は、後にもお伝えいたしますが2月以降を予定しております。

次に文化財保護関係団体への補助金の交付でございますが、各団体への支援といたしまして、溝沼獅子舞保存会、根岸野謡保存会、一夜塚古跡保存会の3団体に補助金を交付しております。

文化財保護に関する啓発活動といたしまして、市の広報、ホームページ、Facebookなどの各種媒体を利用いたしまして、指定文化財や課の事業、イベントの紹介などを行っております。昨日も新たにホームページの方にトップ記事ということで、今回博物館で行っております速報展のほか、埋蔵文化財センターで、関連の展示を連動して行うということで、そちらの方も記事で挙げさせていただいておりますので、機会ございましたらご覧いただければと存じます。

『あさかみどころマップ』でございます。こちらも文化財保護係で発行している市内の地図になりますが、こちらにつきましては、市の指定文化財と見所を添えた内容になっておりまして、博物館等で配布をいたしております。その中に史跡巡りのモデルコースなど、いくつかご提案をさせていただいております。マップを配布していることにつ

きましては、不定期になりますが、こちらも広報やホームページなどで紹介をしております。それから、先述の、各種媒体の利用とも関係してまいりますが、近年の発掘調査の情報を速報的にお知らせする目的で「あさか発掘トピックス」といたしまして、ホームページに掲載をしております。現在22号まで掲載をしております。こちらは随時掲載・更新をしている文化財保護系のニュースということになります。

また、先ほどお伝えした、あさか発掘調査速報展でございますが、こちらは令和5年度からの取り組みで実施しておりまして、博物館のギャラリーを利用して前年度、今回の展示でございますと、令和6年度発掘調査の概要を、出土遺物と共に展示をしております。今年度につきましては、7月19日土曜日から8月31日日曜日までの期間、展示を予定しております。どうぞお時間がございましたら、この会議の後にご覧いただければ幸いです。

最後に小学校における遺物の展示でございますが、市内小学校10校のうち、現時点では6校で出土遺物と共に概要説明について展示をしております。こちらは、学校の校舎の改築等に伴った遺跡、それからそういったものがない場合の学校につきましては、学校の通学区域内の遺跡で出土した遺物等を、小学校と相談しながら展示をしているところでございます。今後も展示校数を増やしていければというふうに考えております。

次の事業でございます。指定文化財保護管理事業でございます。こちらは市内の指定文化財の保護管理を行っております。

内容でございますが、柊塚古墳歴史広場、広沢の池、湧水代官水、二本松、六道地藏尊の敷地につきまして、保護管理を行っております。主に各文化財の管理を行うものですが、定例的なものとしたしまして、敷地の中に門扉がある場合には門扉、トイレがある場所につきましてはトイレの鍵、こちらの開閉などの管理業務、それから清掃などが定例的なものとなっております。不定期的なものとしたしましては、その区域内の除草、それから樹木剪定、こちらを行っております。

次に資料1-2になります。埋蔵文化財調査保存事業でございます。こちらは市内の埋蔵文化財の保護・活用を目的として開発行為等の土木工事に伴います、試掘調査などの確認調査、それから発掘調査の実施、それに伴います出土遺物の整理、発掘調査報告書の作成などを行っております。拠点としたしましては、後述いたしますけれども、埋蔵文化財センターがその拠点となっております。

はじめに発掘調査後の資料整理関係でございますが、資料整理は埋蔵文化財センターにおきまして会計年度任用職員9名が職員の指示の下で行っている状況でございます。今年度、令和7年度は発掘調査報告書2冊刊行する予定となっております。予定としたしましては泉水山・富士谷遺跡第58地点、こちらは現在のホンダの研究所の中になる場所でございます。それから、発掘調査報告書作成のための資料作成業務委託の実施としてございます、宮台・宮原遺跡第16地点、こちらの2地点の発掘調査報告書の刊行を予定しているところでございます。

続きまして出土いたしました金属製品の保存処理につきましては、今年度は資料にございます6点、保存処理を進めていきたいというふうに考えております。榎戸・諏訪原遺跡出土の鉄鏃、それから向山遺跡出土の刀子、これらを含めまして6点でございます。

続きまして試掘調査の実施状況でございます。4月から6月末までの状況といたしまして、確認調査が15件、このうち工事立ち会いが0件となっております、全てが試掘調査となっております。4月から6月まで3ヶ月の状況ですと、今年度は昨年度ございました工事立ち会いはなく、全て試掘調査のみとなっているところが特徴となっております。件数でみますと、昨年度よりは少ないものの令和5年度とは大きな差がないという状況になっておりまして、これは本市の特徴でございますが、依然開発行為が止まない状況でございます。その中でこれに伴います試掘調査等の埋蔵文化財に関する対応が減ることなく続いているという状況でございます。

次に大規模な区画整理事業といたしまして、あずま南地区の区画整理事業がございます。こちらでの試掘調査を令和4年度以降実施しておりまして、本来でしたら令和4年から6年の3か年で終わる予定だったのですが、依然まだ終わっておりません。一応今年度、令和7年度で終了の予定でございます、今年度4年目となっております。全面積が135,000㎡の区画整理事業で、昨年度、令和6年度末で96,000㎡が試掘調査済みとなっております。全体の面積でおよそ71%です。今年度は4月以降ですでに8,000㎡の試掘調査を実施しておりまして、試掘調査の実施場所につきましては区画整理の組合の方と調整した上で、随時入っている状況でございます。なお、現在のところ、この区画整理事業地内におきましては埋蔵文化財は検出されております。

続きまして発掘調査の実施状況でございます。個人住宅の建設に伴う発掘調査は現在のところございません。開発行為等の事業目的に行う発掘調査につきましては6月末現在で1件となっております。こちらはすでに発掘調査が終了しております。

次に埋蔵文化財センター管理事業でございます。埋蔵文化財の保護推進、埋蔵文化財資料の整理作業、整理後の資料の保存活用を図る拠点として、先ほども申しました埋蔵文化財センターの管理運営を行っております。埋蔵文化財センターにおきましては会計年度任用職員、先ほども申しましたが9名が、資料整理作業を行っております。事業の内容といたしましては、主に建物の管理でございます。機械警備、空気調和設備、消防設備などの設備関係の保守点検などを業務委託で行っております。こちらの方はプレハブになっておりますけれど、建物の老朽化が進んでおりますことから、埋蔵文化財センターの機能をどのように維持していくかということが課題となっております。引き続き多方面から検討してまいりたいと考えております。

続きまして資料1-3の方に移らせていただきます。旧高橋家住宅管理運営事業でございます。こちらは国指定重要文化財でございます旧高橋家住宅の保存活用を図るため、管理運営等を行っております。

はじめに維持管理面でございますが、施設の施錠・解錠、それから敷地内、建物内の清掃などの管理業務、機械警備、電気設備、消防設備などの設備関係の保守点検等を行って

おります。不定期的なものといしましては敷地内の除草、樹木剪定など、こちらを業務委託により行っております。維持管理では、旧高橋家住宅は茅葺屋根で煙で燻すことで、少しでも屋根の方を長持ちさせるため、カマドで火を焚いての燻煙を行っております。また、防災に関しては消防訓練を年2回、こちらを予定しております。

続きまして、ボランティアに関しては登録ボランティアの方が24名いらっしゃいます。来園者の方への対応や、敷地内の整備、畑の耕作、それからその畑や主屋の中を使いましての活用事業の実施など、対応をいただいております。登録ボランティアの皆様につきましては、活動中の怪我などに備えた安全保険に加入しており、活動に伴う資材などは、当課、文化財課の方で準備をしております。

続きまして、活用事業につきましては、今年度は農業体験や昆虫採集を通しての自然観察、ちょうど先日、1回目のどきどきツアーと題しまして、敷地内の樹木等で甲虫類、カブトムシやクワガタ、こういったものを採取するというのを7月20日日曜日の夜間に行いまして、参加していただきましたお子さんの方もクワガタが取れたりということで盛況であったとの報告を受けているところでございます。また、来月には、今度は昼の部ということで、昼間の時間内で昆虫採集なども計画しているところでございます。

それから畑を使いまして、こちらは5月から12月の半年間でワタを育てます「綿育て隊」、こちらの事業を計画しております。すでに数回、こちらの活動を終えております。

また、主屋におきましては、各時期の年中行事の展示を行っております。

活用事業につきましては、現時点で実施または募集しておりますものが、資料の中の表の方になっております。こちら、見ていただければと存じます。直近の計画事業として先ほども申しました、2段目にございます、旧高橋家住宅どきどきツアーの2回目、8月17日の日中、こちらの方が今後の実施の事業となります。

それから、このどきどきツアーでは、夜間、それから日中で昆虫を取ったりということと取り組んでいただくことになるのですが、こちらにつきましては、旧高橋家住宅の生態調査、昆虫がどういう形で分布しているか、ということ調べる目的も兼ねている状況でございます。

各事業につきましては、江戸時代建築の古民家とそれが所在する敷地として、事業を実施していくことが非常に重要な観点であると考えておりますので、これを大きく外れることがないような事業を計画いたしまして、取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、旧高橋家住宅の入園者の状況でございます。6月末現在の3ヶ月間で合計で3,103人に入場いただいております。前年度よりは若干少なくなっておりますが、6月におきましては、前年度よりは微増となっております。これから夏本番の時期を迎えますので、暑さ、それから天候の状況が入園者数にどういうふうに影響してくるのか注視をしているところでございます。

簡単ではございますが、令和7年度事業につきましては以上でございます。

(陶山議長)

ありがとうございました。ではただ今の説明についてご意見やご質問などございませんでしょうか。

(笹森委員)

毎日大変すごい、去年にも増す暑さが続いていて、発掘調査の方も勿論、休むわけにはいかないでやってらっしゃるんだと思います。高橋家住宅の方も、畑とか色々あったりしたり、ボランティアさんとか特に頑張ってしまう人が多いのだらうなと思いますので、今までも勿論、十分お気を付けてらっしゃるのだと思うのですが、何かちょっと聞いた話だと、今年の6月か7月か、熱中症対策の法律が変わられて、事業にあたっている方にはより重い責任がきてしまうような法律になったようなことを聞きましたので、そんなことがあろうとなかろうと注意されているのだと思いますけれど、よりお気を付けになって、お進めになった方が良くと思います。ものによっては中止とか、今日は休みとかということも、この時代、たぶん皆様ご納得されるのではないかなと思うので、そういう判断もなされたら良いのではないかなと思います。

(藤原課長)

今、笹森委員がおっしゃっていただいたように法改正ございまして、所謂熱中症の予防ということで、避難する場所、例えば今ですと熱中症警戒アラートというのが、温度湿度の状況で気象庁の方から出されます。私どもの埼玉県も前日、もうすでに翌日熱中症警戒アラート出しますよと、また、朝5時の時点で熊谷地方気象台の方から熱中症警戒アラートが色でいうと紫色の表示が出されるという状況がございます。現場等では、熱中症警戒アラートが出た場合には、先ほど申しました9名、埋蔵文化財センターで活動する作業員さんがいらっしゃって、こちらの方々は試掘、発掘調査があった場合もお手伝いいただいているのですが、その場合には、会計年度任用職員さんの作業員さんには出ていただかずに、正規職員の方だけで対応しようという形で行っているのと併せまして、経口補水液ですとか、それから急速に体を冷やせるようなそういったものも、こちらの方は頂いたり、こちらで買っているもの等も合わせまして準備している上で対応しているところではございますけれども、旧高橋家住宅の方は、何分ですね、江戸時代の民家そのままということで、勝手に冷房をつけるわけにもいかないという状況がございまして、担当の方とも話をして、今非常に便利になっておりまして、スポットクーラーというクーラーが販売されております。そういったものも入れながら、納屋の方が一応休める場所、日差しを避けられる場所ということで、ボランティアさんにも入っていただいているところがございますので、そういったものも Consent さえあれば使えるというこ

とで、導入していこうかというようなことも考えております。

いずれにいたしましても、皆様の健康が第一で行っている事業でございますので、参加者の方も含めまして、熱中症警戒アラート出ているようなときには、随時そういった催しについては中止をしたり、作業にあたっては注意をしたりということで、対応をしていきながら、安全に事業を行っていきたいというふうに考えております。

(陶山議長)

ほかにはどうでしょうか。本当に文化財は、人の手による作業が多いので本当にお気を付けてください。

(斯波副議長)

そしたら一つだけ。これは実際にどうなっているのかは私が確認したことがないのでお尋ねするのですが、例えば広沢の池、それからもう一つ水に関するもので湧水代官水、指定されておりますけれども、両方とも確か湧き水だったかと思うのです。そうすると、ここには水質の検査は年1回行っているというふうに書かれていますが、水量についてはそのときには計測されているのでしょうか。

(藤原課長)

水量の方は、広沢の池につきましては、毎日2回職員の方が現地確認をしております、その際に基準となります吐水口から、どのくらいまで水位がいつているかというのを確認しております。また、代官水の方につきましては、随時伺ってある程度の水量が保たれているかどうか確認をしております。

実は今、斯波委員の方がおっしゃっていただきました、この両方の文化財につきましては、代官水の方につきましては湧き水ということですので水量が落ちてくるというふうな状況がございます。また、広沢の池につきましては、当然湧いてくるところと合わせて、地形的な状況があり、ゲリラ豪雨などの時には、表面水が池の方に流れ込んで水位が上がってしまうという危険性があつたりしますので、随時そちらの方は確認させていただいているというところでございます。場合によりましては、広沢の池につきましては、一応吐水口の方が2か所、1か所は逆止弁も併せて設置されているようなところがございますので、そちらの方で被害を避けるような形で対応を、ということで、こちらの方は1日2回ということで確認を行っている状況でございます。

(陶山議長)

ほかには、ありますか。

(新井委員)

すいません。8月17日の日中に行われる旧高橋家住宅のどきどきツアーで、生態調査を兼ねる、というご説明がありましたけれども、具体的には今年度から始まった生態調査なのか、それとも以前からやられているのか、あるいはどういった方々が参加して、生態調査をやられるのか、専門の方いらっしゃるのか、そのあたりちょっとご説明いただきたいと思います。

(藤原課長)

こちらのどきどきツアーにつきましては、小学生、それからその保護者といった方々がいわゆるツアーの参加者ではあるのですが、博物館の自然系の専門調査員の方に、ずっとこちらのどきどきツアーの事業の講師を兼ねてやっていただいております、古い話になるのですが、平成11年、12年ぐらいから、実は博物館の方で5本目の柱、博物館は考古・歴史・民俗・美術工芸ということで4本柱で展示を行っているのですが、当時5本目の柱として自然史系のものを考えていた時期がありまして、その際に、今ずっと携わっていただいている自然系の専門調査員の方が、その時に調査員ということで入られまして、それ以降このどきどきツアーが始まった際から、その専門調査員の方に分布調査も兼ねてということで、非常に長い期間でやっていただいております。

この博物館の敷地内の植生、それから昆虫類の分布と併せて、旧高橋家住宅の植生、それから昆虫の分布、そちらの方をずっと見ていただいておりますので、おそらく20年以上の記録があるかなと。実は博物館の研究紀要の中には、そういった研究成果・調査結果ということで原稿を載せていただいております、確か前回の研究紀要の方にも、博物館の敷地内の植物の植生・分布状況の変遷ということで原稿の方をいただいていた記憶がございますので、博物館とそれから旧高橋家住宅、それらと併せて随時、市内全体を俯瞰する形でも含めて見ていただいているという状況でございます。

(陶山議長)

ほかには何かございませんでしょうか。

(橋本委員)

『あさかみどころマップ』なんですけれども、私の記憶に間違いがなければ、たぶん毎年作ってらっしゃるわけではなくて、在庫を捌くような形で作ってらっしゃると思うの

で、まず1点は、今年配布していращやるのは在庫分でやってらっしゃるのか、ということ、改訂の時の何か工夫点というかそのあたりを少し、何度か私も質問しているのですが、この前机を整理しましたら、累々とうこう出てきまして、何か文化財のようになっておりますので、お尋ねしてみました。

(藤原課長)

みどころマップにつきましては、今、橋本委員がおっしゃったように1番最初に作りましたのが平成9年、その際に作ったものを、記憶が確かなら、市政施行何周年かのときに1度、大規模に作り直したそちらの在庫の方を、今、お配りしています。大きく改訂したところの中では、市内の見所ということでのコースが、やはり当初作ったものと、全然当時と状況が変わってきてしまったということがありましたので、そちらの方を改訂させていただいたところがございますが、何分作らせていただいたときに、初版のものがおそらく相当数配っていたのですが、そこではけてしまったということがありまして、新しく版を重ねて作らせていただいた、という形でございます。

後ほど皆さんにお配りできれば、ご用意させていただくのですが、そういった中で、当初、例えば自分が見つけた場所に春夏秋冬の、四季の見所ということでシールを貼るような仕様で作っていたのですが、若干時代に合わなくなってきたというところがありまして、シールの方は削除したのですが、新たな見所ということでのコース設定をやり直したようなことがございました。

また、当時から指定文化財の数が増えましたので、新しい指定文化財を加えたりということでの改訂をしたということで、そちらの方がまだ在庫がございまして、今、お配りをしているような状況でございます。

(橋本委員)

みどころマップですと、やはり歩いて見れる範囲のものしか拾えませんのでね。でも実は文化財というものはもっと広い、博物館にあるものも含めまして、そういったものを何とか工夫して、一般の方たちに伝えていく手段みたいなものが考えていけたら良いのかなと思ったりはしています。あと、ガイドなどもですね、一人で見ると案内がちょっと付くのでは違うので、それは事務局にとっては負担になるのですけれども、何かちょっとしたそういったことも将来的に考えていかれるといいのかなと。言うのは勝手なのですけれど。

(藤原課長)

後ほど計画の中でも少し説明したいなと思っていたのですが、文化財の扱いだけでな

く、博物館の方で博物館法が改正されて、その中で資料のデジタルアーカイブ化というのが位置付けられまして、それに対してどういうふうに対応していくかというのが、博物館の中でも課題となっているのですが、一方で文化財保護に関しまして、資料をデジタル化して広く多媒体で市民の皆様、利用者の皆様に提供していくということを、実は検討したいと考えております。こちらの文化財保護係が実施している試掘・発掘、これも先ほど事業の中で申し上げましたが、今、ホームページの方でニュースとしてトピックスをお伝えしていたり、あるいは今回の展示も小中学校の方に、デバイスとしてお知らせをできる「テトル」というシステムを朝霞市で導入しておりまして、こちらは携帯ですとか、それからスマホですとかタブレットですとかそちらの方に、主に保護者中心に、ということになってくるのですが、学校からのニュース、教育委員会からのニュースを提供できるシステムがございまして、実は春に博物館の方で行いました第38回企画展のお知らせも流したところ、市内の小中学校の児童生徒がかなり来てくれたという状況がございまして、今回のこの速報展の方もそういったニュース提供をしたいということで、そちらの担当でございますシティ・プロモーション課という部署があるのですが、そちらの方と今調整をしております、博物館に取材に来ていただいて、それをSNSで流そうという取り組みがあるのですが、そういったものも活用しながら、今回のみどころマップ、今、紙で配っているのですが、例えばデジタル化して、その場所の案内を表示してあげるといようなところに持っていく、紙ではなくて媒体というか、スマホですとか、持ってらっしゃる方も多いので、そういったものもできるかな、というところを考えておりまして、色々なものをそういう形で広く多媒体で提示をしていければいいかなと思っております。

こちらの方はまだ研究というか、どういうふうにやっていこうかという、まだ始まったばかりなので、少しずつ手を入れているところです。今、印刷というところはだいぶなくなっていくのかなという中で、そのような展開も考えていきたいと考えております。

(陶山議長)

ほかには何かございませんでしょうか。

あずま南地区のことですけれども、令和7年度に終了予定となっておりますけれども、まだあと3万㎡もある。暑い中ですので、それに捉われて急いでも、困ると思いますので、どうぞ気を付けながらやっていただきたいと思います。

あとは何かございませんでしょうか。

(富岡委員)

溝沼獅子舞のことについて、少し皆さんにご意見伺いたいかなと思ひまして。

先日も教育委員会の方から、獅子舞を1年2回の祭礼時ではなくて、出張でなくて何

というんですかね、舞を披露してほしいというような話があったのですが、溝沼獅子舞保存会の体制とか準備の状況で、今はそういう出張して舞をするということは不可能な状態なんですよね。

それで、獅子舞の保管状態としては、獅子頭とか水引きといって黒いヒレみたいなものを巻いたりしている、そういうものを毎回全部分解をしまして、毎回祭礼の日に朝大勢の人が集まって作って、獅子の周りに花っていうものが4名立つのですが、それも毎年毎回作り直して、全部新しくしている。ですから、そういうのどうしようと、会員と舞子の方々と話してるのですが、何か、造花にしちゃったらとか色々な話もあるのですが、文化財なので下手に変えられないので。

私たちの舞子たちもそうなのですが、何か機会があったらお披露目したいなど、昔、私が若いころは市庁舎の落成式とか市民運動会ですとか、そのような時もあったことがあるのですが、最近ではもう祭礼の年の2回の披露だけになってしまっているもので、どうにかいい方法があるかな、なんて内部では常に考えてはいるのですが、よろしくお願いします。

(藤原課長)

今、富岡委員おっしゃっていただいたようにですね、色々なところから見たいと。

年に2回ということで、春と秋の日曜日に奉納舞をやっていただいております、記憶が確かであれば、私が入庁した平成5年あたりには、おそらく今1コースで回っていただいているのですが、確か2コースで、以前は。今は溝沼氷川神社と宿の間なのですが、それと併せて光善寺と泉蔵寺コースも実は以前はあって、今、それが1コースになっているというふうな状況もある中で、やはり委員がおっしゃっていただいたように獅子頭が溝沼獅子舞と別に指定文化財になっている、そういう状況もあったり、あるいは私どもも知らなかったのですが、お花ですとか水引きですとか準備に非常に時間がかかるというようなお話もあって、その奉納舞をする準備というのも、やはりその保存の中で非常に大変なんだというお話も伺っております。

ですので、依頼される、希望される皆さんからすると、来ていただいてちょっと見たいんだ、というところだけなんです、実はそれには見えない非常に準備が必要だというところがあったりして、また舞子さんたちも今色々なお仕事に就かれていて、その中で時間を見計らって練習をされて、ご披露までいっているという状況があって、そのあたりについて非常にその中で葛藤されているということは伺っているところです。

ですので、以前は小学校で準備を重ねられて、確か十小さんだったと思うのですが、そこで小学生の児童に対して披露していただいた。その時も準備が非常に大変だったということなので、そういったことが会の中で保存とは別の段階で簡素化していった内容で見せられるのか、あるいはそれも準備等も含めて保存の一環として、全ての状況

をお見せしようという形なのか、色々なところがあるかなと思います。

現在の状況ですとかそういったところも踏まえて、会の中で広く色々なところを考えていただいているところですので、私ども、実は今年、保存会の方に対する補助金の関係、先ほども少し事業の中でお話しましたが、そちらの要綱の方も改訂したり、一応色々なところもブラッシュアップしながらというところもあるのですが、やはり先ほど橋本委員の方からもありました見せ方、どういう形で色々なものを見せていくかといったところの中では、色々な見せ方を検討していく必要もあるのかなと思っております。

私どもも春と秋、奉納舞は保護係が行って見させていただいているのですが、例えば記録を取ったりですとか、当然ビデオで撮っているものもあるのですが、毎年ごとに撮っていったりとか、色々なところで記録をしていった、そういうものを見せるということもあるかなとも考えているのですが、当然、指定文化財ということで、どういう状況まで簡素化できるかとか、なかなか非常に難しい問題もございます。

県の中で色々な獅子舞もほかにございます。博物館の方でも、確かオープニングの年だったと思いますが、第2回の企画展で県内の獅子舞を持ってきて集めた民俗の展示を行っている記憶もありますので、そういったものも見えていきながら、皆様のご希望と、それから会の皆さんのお考えとの擦り合わせのお手伝いをできればいいのかなというふうに考えております。

(橋本委員)

あのちょっとお話をお聞きして。

勤務していた地域、葛飾区なんですけれども、葛西囃子って皆さんご存じのね、あって、それは本当に移動するには簡単に移動できてお囃子として感じてできたので、博物館などでも夏休みを利用して、館の前でやってもらったことがあるのですが、今、富岡さんのお話をお聞きすると、そんな簡単ではないということなので、どうしたものでしょうかね、という感じで色々ちょっと考えました。

記録映像などはお撮りになってらっしゃるみたいなので、まずはその、記録の媒体で何分撮ってるか、どの程度の精度でどういう内容なのか、またそれは大変なんだろうけれど、まずは希望があったらお貸出しをしていくとかですね、そんなことで対応していった、やっぱり先細りにならないようにっていうようなことなんではないでしょうか。

(富岡委員)

あの今、媒体っていうことで。

ここのところの何年か、毎年十小で子供たちの前で、体育館ですって、3年生だったと思うんですけど、1学年全クラスを集めまして、私ともう一人で説明してビデオを、それ

は市で作っていただいたビデオなんですけど、すごくいいビデオがあるんですね、ですからそういうのをもっと市民の方に見ていただくと、溝沼獅子舞の舞だけじゃなくて、先ほど課長さんが言われた、宿から泉蔵寺、氷川神社、光善寺、宿っていう4か所、獅子舞をするときの光景、歩いて笛を吹きながら太鼓をたたいて歩くのですね、道筋を、そういうのを見ていただくと、溝沼の獅子舞はこういうものだというのが分かるので、皆さん自由に見られるような場があるといいなと思います。

(斯波副議長)

あの、もうご存じかと思いますが、新座の中野にも獅子舞がありまして、あったと言った方が正解かもしれません。と言いますのは、舞手が実際に腰を痛めて、もうこれ以上踊れないという状況で、ついに休止してしまって。ただ休止はしたんですけど、その祭りの日には必ず飾り獅子を行う、ということで現在は続いています。

中野の場合は、旧熊野神社の氏子という形で47人いるんですよ、組織が。その人たちが全員揃わないとなかなか動きださないという、いいのかもしれませんが、悪いのかもしれない、それはちょっと何とも言えないのですが、その人たちがずっと守り伝えてきたものだということで、今でも何とか飾り獅子だけはやるという形をとっております。

それで、飾り獅子をするにあたって、今のお話ではないのですが、獅子頭の準備、それから花とか、全部自分たちで組み立てて飾るんです。熊野神社、氏神様ですからその前に飾ってたのとまったく同じやり方をする。もう合祀されているので、今の和田の氷川神社なんですけれども、そこにある熊野神社の社殿から、神移しの儀式を行って、それで中野の地域でそういう飾り獅子をやっている。その時は2日間やるのですが、その前に1週間ぐらい準備にかかる。ですからその苦労というのはよく分かります。私もずっと見させていただいたので。

その点で考えると、おそらくほかへ行ってみるというのは、とてもじゃないけれど難しいかなと、ただ、これ文化財の方でうんってなかなか言い辛いところがあるのですが、レプリカを作って、そっくりそのままじゃなくていいと思うのですが、もっと簡単なものでいいと思うのですが、それを作ってそれをすぐに持ち出せるような形を取るということが一つ可能なのかなと。ただそうすると今度は獅子をやってらっしゃる方々の、時間がそれに叶うかどうかという問題は絶対にあります。そのあたりの調整は当然必要なのですが、こと道具に関しては何とか準備は可能なかなと。

それで今、十小の方で子供たちに指導していらっしゃると、(富岡：説明だけなんですけれどね。)これは、例えば小学校の3年生から6年生ぐらいの中で、所謂子供囃子ではないけれど、「子供獅子」みたいなことができれば、その子供たちを、ではそういうところに出しましょう、という形は取れるのかな、と思います。お囃子でも、新座の場合は大和田囃子、ずっと長く続いておりますけれども、そこは子供たちが社務所で定期的に練

習しているんですよ。その子供たちが実際のお囃子を、神輿の時に出る出囃子をやるときは、みんな子供たちがやる。大人はほとんど携わらない、引率をしていく、安全確保するぐらいのことで、実際にお囃子といいましても、今は山車があるわけじゃないんで、トラックの後ろなんですけども、それでやっていたり、そこでの舞も子供たちがやる。

獅子とは舞いが全然違うので、今日明日中にじゃあやりましょうと言ってすぐに覚えられるものではないのですけれども、獅子の場合はですね。そういうことを積み重ねていくことによって、子供たちに出番ができるかな、というのと、その子供たちが可能であれば将来、地元に残った時につないでくれるかな、という気がするのです。こればかりはただ時間はかかるかもしれませんが、そういうことができれば大変羨ましいなと思います。以上です。

(鈴木委員)

あの子供たちの話が聞こえてきたもので、学校に勤めておりますので。

伺いながらですね、やはり、今のこの文化財にかかる課題というのは、先ほどの獅子舞の保存、あるいは継続した営みが困難になってきているというお話を伺ったところですが、やはり伝承していくための人の確保、これがなかなか、これはもう伝統的なものに限らず、ですよ。今の社会を回していくだけであったとしても人がいないという、その人の確保。それからあとは、この伝承するための作業量といいますか、伝えるため、保存するための手間・暇・時間、これはどうしたってかかるということなんですね。さらにそこにその心配を当事者の方々が背負わざるを得ない状況というのでしょうかね、そういったところも考えてのこうした会なのかなというふうに私は認識しているんですけれども。

具体的方策とすると、まず一つは、先ほど来、お話のあるアーカイブに残すというこの作業が、まずもってデジタルにするのか、または旧来からのやり方によるのか、ということなんですけれど、そういったところ。あとは子供たちに対しては、やはり先ほどお話いただきました、触れる機会をやはり保つ、ということなのかなというふうに捉えました。

第十小学校の子供たちとの、というお話をされて、地元小学校にあたるなというふうに伺いながら、校区内の小学校で3年生ぐらいだったかなと。教育課程上も小学校の3年生、それから4年生にかけてというところで社会科の勉強の中で、まずは昔の道具というところで3年生、勉強を始めていくようになります。こちらにも収蔵されていますが、古くから朝霞の地にも伝わるという民具などをきっかけにして勉強を始めていって、その後、昔から伝わるものというところで、例えばその古くから伝わっているお祭りであるとか、あるいは人々の受け継いできたもの、そういったもの全般的に勉強していくというところからすると、やはり市内小学校の3、4年生がターゲットになるのが一番、学校としても教員としてもやりやすいのかな、という印象はあります。何とか今の子供たちに朝霞の人々の営みを伝えていけたらいいなという立場で参加させていただいてい

ますので、そうしたところがこの文化財保護普及事業というのですかね、文化財が市民共有の財産であるという、そういう心づもりを子供たちに幼いころから触れて勉強して貰ってもらふことも、学校の立場としては必要なというふうに感じました。

質問になってしまうのですが、昨年からの会に参加させていただいてますけど、市内小学校、10校あるのですけれど6校には出土遺物の展示コーナーが存在しているのですね。一小、三小、六小、八小あたりは何か動きはあるのか、どうなのか。同じ朝霞の子供たちであるのは変わらないと思いましたので、そういったところも興味が湧きました。以上でございます。

(藤原議長)

後半でご質問いただきました、小学校での出土遺物の展示ですけれども、学校の方と調整をしている中で、やはり学校さんの方も、今、特に市内の小学校は児童数がすごく多いということで、校舎内になかなか場所が取れないというお声もあります。その中で何とか1ケース分ぐらいの空間をいただいて、現物の土器ですとかそういったものをパネルと共に展示しているという状況なので、学校さんの方でこういう場所ありますよ、大丈夫ですよと言っただけならば、いつでも持っていけるという状況でございまして、それが今、現状では6校という中で、2校は校舎改築時の発掘調査で実際にその場所から出てきたもの、それ以外の4校については学区内の遺跡から出土して、皆さんのお子さんたちの地元、自分の住んでいる場所に近いところから出てきた遺物ということで展示をさせていただいているという状況で、お声がけの方は教育委員会が、校長会など参加させていただいている会がございまして、そういったところでもお伝えをしながら、また今、市内小学校3年生が、全校、博物館に来ていただきまして体験授業ということで、昔の道具調べをやっていただいているその中で、お声がけさせていただいたりもしておりますので、ぜひ私どももこちらの方は全10校、プラス中学校もありますので、そういったところ、希望があるところについては拡充をしていきたいと、できれば全校に広げていきたいと考えているところでございます。

(安田主任)

事務局から補足なのですが、小学校の埋蔵文化財の展示について、第三小学校については、実は一度実施していたのですが、校舎内のお部屋の配置換えの時に一旦撤去という形になって、今、展示は引上げさせていただいているような状況でございます。

(陶山議長)

ほかにはないでしょうか。文化財保護普及事業ということで、やはり皆さんに如何にして、そしてまた伝統保持者の方が高齢化または少なくなっている中で、次世代にどう

やって紹介していくか、それがまた継承につながるかということを皆さんお考えですので、またそのことに関してこの文化財保護審議委員会議もまた意見、提言できたらなと思っております。

ではただ今の、他にないようでしたら議事（１）令和７年度文化財課事業についてはご異議はありませんでしょうか。

それでは議事（１）令和７年度文化財課事業については承認されました。

◎議事（２）その他

（陶山議長）

続きまして議事（２）その他について、事務局から内容をお願いいたします。

（藤原課長）

議事の（２）その他ということで、私の方から第６次朝霞市総合計画の策定にかかります進捗状況につきまして、ご説明をさせていただきたいと存じます。本日机上の方にお配りをさせていただきましたＡ４の用紙、両面になっておりますが、そちらをお手元の方にご覧いただきながら、お話の方、聞いていただければと存じます。

こちらの第６次朝霞市総合計画の関係でございます、机上に配布している資料につきましては、今年の２月に実施をいたしました分野別市民懇談会、第６次朝霞市総合計画の市民向けの説明を兼ねた懇談会の方を、中央公民館の方で開きまして、そちらの方で使用した資料でございます。両面となっております、表面が第６次朝霞市総合計画基本計画の中で、「第３章 教育文化」のうち、学校教育、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、地域文化と４つの大柱の下に、それぞれ中柱、小柱というような構成が書かれているものでございます。まず、こちらの方の説明をさせていただければと存じます。

こちらの当課の事業につきましては、この１番下の「４ 地域文化」、この部分に施策の方とそれから個別の施策の方が書かれている内容になっております。大柱４の地域文化の、次の中柱になります（１）となっております「歴史や伝統の保護・活用」、こちらに３つ、①から③までの施策が置かれております。こちらの内容、構成につきましては現在のところ、第５次の総合計画の後期基本計画の内容とは全く変わっておりません。引き続きこの３つの施策を新しい第６次朝霞市総合計画の方にも載せたいと考えております。

では、それらの細かい内容について、こちらのシートの裏面にございます、大きく４地域文化というふうにタイトル付けされた横２段書きになっている資料がございます。こちらのシートの方をご参照ください。

具体的な施策と書かれておりますこの「（１）歴史や伝統の保護・活用、主担当課：文化財課」となっておりますけれども、こちらの現状と課題でございます。これまでの第５

次の総合計画の方と変更した点、新しく加えた点ということでは2段目にございます、学校と密接な連携によりというところの表記の中、2段目のちょうど3行目にあたりますが、資料のデジタルアーカイブ化という表記を加えております。これは先ほども少し説明の中で入れさせていただきました、博物館法が改正されまして、資料をデジタルアーカイブ化していくというところがありまして、これまでの現状と課題の中にですね、学校との密接な連携の中で、子供たちが郷土の歴史や文化を学ぶ機会を広げていく、その中に資料のデジタルアーカイブ化を推進していくんだという内容を加えさせていただきました。

またその下に成果指標というのがあるかと思うのですが、第5次の計画の中では、博物館の展示回数というのが、この成果指標となっております。博物館の展示にあたっては、その展示に至るまで、資料の調査、それから整理、分析、そういったものを経た後に研究を行った上で初めて展示に至るんだと、その一連の流れ、それが回数の中に入っているよ、ということで指標としていたのですが、やはり直接的にはその部分が市民さんからは分かりにくいと、要はそれがではどういった一体成果なのかと、ただ回数なのかというふうにとられかねないというふうなご指摘もありまして、この第6次朝霞市総合計画の中では新たに、文化財課が行う事業に対する満足度ということで、各事業の中で参加者にアンケートを取っていきこうと、実際には企画展ですとか、旧高橋家住宅の事業、各事業においては、参加者の方々からアンケートを取らせていただいているのですが、その中で実際に参加した、あるいは実際に見学された展示、それらの事業に対する満足度を聞いていきこうではないかと、要はより市民の目線に沿った形で、希望、あるいは希望していなくても参加してみたその結果を反映させていきこうということで、成果指標の方は、新たな6次計画の中で変えていきこうということで、新たにその指標に直したものでございます。

次に①から③の小柱、個別の施策ということでございますが、この中につきましては②の地域資料の専門的調査研究とその成果、展示、公開という中で、やはり2段目に先ほどと同じようにデジタルアーカイブ化の文言を追加しております。

また、その下、③小・中学校と連携した学習活動、これは文化財課、博物館の方で博学連携事業、文化財保護係の方につきましては、各遺跡の発掘・試掘あるいは展示等々を加えて、小学校・中学校の皆さんへ、先ほどの学校での展示というのもあったのですが、そういった教育活動の方も実施しておりまして、この表記の中で、これまでは連携した活動の、その調べの場所としては、博物館しか表記はされておりました。この中に、第三小学校にも隣接しており、今回の速報展で連携展示行う埋蔵文化財センターも、この連携した学習活動の場として加えていきこうと、見ていただける展示の場所も若干ではありますがございますし、またバックヤードも一部公開したりして、実際の発掘調査で出た遺物の整理作業も見ていただいているというようなこともございまして、この活動の場所ということで、埋蔵文化財センターを追加しております。

それ以外のところでは、大きく第5次朝霞市総合計画の表記の方とは変わってはいないのですが、現時点におきましては、今回お示しいたしました内容で計画の策定

を進めているところでございます。今ちょうど策定を進めている状況でございますので、またその進行状況、それから結果・内容等に踏まえましては、皆様の方に適宜お伝えをしていながら、情報提供を進めていながら、第6次朝霞市総合計画の策定を進めていくというふうな形で考えております。進捗状況につきましては以上でございます。

(陶山議長)

ただ今の説明についてご意見やご質問がございますでしょうか。第6次朝霞市総合計画、ということですのでけれども何か、なければ。

(橋本委員)

勉強不足ですいません。デジタルアーカイブ化、例えば博物館で収蔵資料だとか、例えば文化財等でどのくらい、どの程度今、実践されているんでしょうか。私自身あまりホームページ見ないので、すいません。

(藤原課長)

実際のところ、特に博物館の方につきましては、まだ国の方から具体的な方針ですとか、基準みたいなものが示されておりません。例えば写真ですとか、そのデジタルの、どのくらいの精細度で、あるいはこういったぐらゐの量だとか、そういったものが必要なんだとか、全くまだ示されていない状況です。その中で、示していただければそれに見合った機器の購入ですとか、現在、博物館の方につきましては約9万3千数百点、文化財保護係の方につきましては遺物がコンテナで相当数というところで、埋蔵文化財センターだけではなく博物館倉庫と呼んでおります文化財倉庫の中、それからその他等々ということで、合計で3か所に分散して、これまで昭和38年以降、発掘してきた資料が眠っていますが、それらをどのような基準でデジタル化していくか、決め事・指針が示されていない状況でございまして、全く今、手が付いていないと、ただ一定の、近年行っている展示等々については、元々デジタルで、写真の方もデジタルカメラで撮影をしていたりと、それが国の方向性如何によってはそれが、容量足りないと言われてしまうと再度、ということになったりもしますので、そのあたりについては、ほぼほぼ手が付いていないという状況でございます。

(新井委員)

2番目のところで、調査成果を刊行物やデジタルアーカイブ化し、継続的に研究成果を多くの媒体に使用できるようにすると書いてありますが、今後、紙媒体での刊行物を作らないと、そういうふうな方向性を考えてこのような書き方をされているのか、その

あたり教えてください。

(藤原課長)

はい。当課といたしましては、現時点では紙媒体を全く作らないということは考えてはおりません。できれば両面化で行っていきたいと思っております。手元に紙として置いておきたいという方が未だに非常に多くいらっしゃって、春に行っておりました第38回企画展の展示図録も、2か月間で200冊以上売れるというような状況ありまして、やはり紙媒体、強いんだな、というところがございますので、紙媒体で今回お配りしております、調査報告書ですとか、博物館におきましては展示図録、こういったものは引き続き冊子の形態で作成して、同時に、できればデジタル化したデータも、博物館のホームページ等で公開していくというような両面でいければ良いのかな、というふうに思っております。

(陶山議長)

では他に何か。ないようですので以上で本日の議事は全て終了いたしました。

(岡部課長補佐による司会進行)

(斯波副議長より閉会の言葉)

(閉会)